平成２６年（フ）第１４１号
沖縄県那覇市曙２丁目11番６号　伊波アパート201
債務者　大城　幸雄
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１４２号
沖縄県那覇市曙２丁目11番６号　伊波アパート201
債務者　大城　道代
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１５５号
沖縄県那覇市長田２丁目33番57号　メゾンクリスタル207
債務者　鳩間　正一
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２１７号
名古屋市緑区鳴海町字山ノ神66番地の２
債務者　水野　珠美
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３６号
名古屋市南区堤起町３丁目１番地　堤起荘１棟701号
債務者　永嶺　和美
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５０号
愛知県北名古屋市西之保南若48番地
債務者　鈴木慶一郎
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１６号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目２番２号　ノアハウス３―202
債務者　高木　宏一
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８０号
神奈川県海老名市下今泉３丁目３番35号　コーポシオワキ103
債務者　安倍　慎二
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８４号
横浜市戸塚区原宿３丁目15番６―101号
債務者　伊藤　悦子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８０２号
横浜市緑区三保町2489番地１　アクロス三保101号
債務者　藤村　　翠（旧姓茶園）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０７号
横浜市鶴見区尻手２丁目２番45号　グレースマンション303号
債務者　荒木　哲谷
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７１４号
東京都調布市深大寺東町６丁目28―６　第三田村荘201
債務者　住吉　恵子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７１５号
東京都豊島区巣鴨５丁目31―５
債務者　波多江玲子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７２１号
東京都新宿区西新宿７丁目７―19―2005
債務者　高橋　笑子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７２２号
東京都町田市鶴川６丁目９―３　７の402
債務者　星　　洋哉
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７２４号
東京都北区滝野川１丁目70―９
債務者　追分　初江
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部